

航空機抵当権設定又は根抵当権設定登録申請に必要な書類

- ①航空機抵当権設定登録申請書（登録権利者〔債権者〕、義務者〔所有者〕の共同申請）
～航空機登録令第12条、第39条、第40条（物上保証）～
- ②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）
～代理申請権限の確認～
- ③登録権利者、登録義務者（それぞれ代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）
～各書類の真正性の証明
- ④登録原因証書（抵当権設定契約書）の原本と写し（原本は確認後返却）
～抵当権設定登録に当たっての証明～

※1. 上記は①～④は、一般的な抵当権設定登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 根抵当権設定の場合に係る利息及び損害金の設定については、認められません。

注) 登録免許税について

(1) 登録免許税が3万円を超える場合

金融機関の窓口で納付し、その納付に係る領収証書（原本）を申請時に提出してください。なお、納付書に記載する税務署名は「麹町（コウジマ）税務署」、税目は「登録免許税」としてください。

(2) 3万円以下の場合

申請書に収入印紙を貼り付けて提出することにより、納付することができます。

<登録免許税額>

債権金額の千分の三

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111 (内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)